

「国際原子力機関憲章第6条の改正」について

平成12年5月

外務省・科学原子力課

1. 背景

- (1) 国際原子力機関（IAEA）は、全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進すること並びにIAEAを通じて提供された援助が軍事的目的を助長する方法で利用されないことを確保することを目的とし、国際原子力機関憲章に基づき昭和32年（1957年）7月に設立された。（我が国は、同年に憲章を締結しIAEAの原加盟国となった。）
- (2) IAEAにおいては、その加盟国の増加等に伴い、これまで3回にわたる憲章第6条の改正により理事会の構成の見直しが行われてきた。1970年代後半より、途上国、特にアフリカ並びに中東及び南アジア地域が理事会において十分代表されていないという議論はあったものの、昭和45年（1970年）の第2回改正を最後に理事会の大幅な拡大は見送られてきた。しかし、原子力技術の進歩した国も含めIAEAの加盟国が着実に増加してきたことも踏まえ、90年代半ば以降、理事国数の増加を含め理事会の構成を見直すべきであるとの認識が広がった。
- (3) この改正の検討過程においては、理事会拡大の規模の他、理事国の指定及び選出の基礎となる地域グループの構成（特に、これまでいずれの地域グループにも属していなかったため理事国になれなかったイスラエルの扱い）等が主な論点となったが、平成10年（1998年）6月以降、当時理事会議長国であった我が国が提出した改正案を叩き台として協議が行われた結果、平成11年（1999年）10月1日、各加盟国をいずれかの地域に割り当てるすべての加盟国の表が作成されることを条件として理事国数を実質的に8箇国増加させる憲章改正案が総会において採択された。
- (4) 我が国は、この改正を今次国会に提出し、5月12日国会の承認を得た。

2. 受諾の意義

この改正は、IAEAの理事会において加盟国が公平に代表されることを確保するために、理事国の数を増加するとともにその地理的配分を変更することを目的とするものである。我が国がこの改正を受諾してその早期発効に寄与することは、IAEAの運営の円滑化に貢献するとの見地から有意義である。

3. 主たる規定

この改正の主たる規定は、次のとおり。

- (1) 任期の終了する理事会が指定する理事国の構成について、現行では原子力技術の最も進歩した10箇国及び世界8地域の中でこれら10箇国が含まれない地域のそれぞれにおいて原子力技術の最も進歩した1カ国とされているところを、原子力技術の最も進歩した18箇国（北アメリカより2箇国、ラテン・アメリカより2箇国、西ヨーロッパより4箇国、東ヨーロッパより2箇国、アフリカより2箇国、中東及び南アジアより2箇国、東南アジア及び太平洋より1箇国、極東より3箇国）に改める。（改正第6条A1）
- (2) 総会が選出する理事国の数を22箇国から25箇国に改め、再選禁止の規定を廃止する。（改正第6条A2）
- (3) 新たな理事会の構成に関する上記(1)及び(2)の規定は、第18条Cに定める要件が満たされ、かつ、各加盟国をいずれかの地域に割り当てるすべての加盟国の表を理事会が10分の9の多数により採択した後、総会が10分の9の多数により確認した時に効力を生ずる。（改正第6条K）
- (4) 上記(3)のすべての加盟国の表の変更は、理事会及び総会のそれぞれ10分の9以上の多数による議決及び当該変更が影響を与える地域内での合意を要する。（改正第6条K）

4. 受諾国（平成12年5月12日現在）

4箇国（マルタ、韓国、モロッコ、スロヴェニア）

5. 効力の発生

未発効

（注）憲章第18条Cに定める要件（全加盟国（平成12年1月現在130箇国）の3分の2が自国の憲法に従って受諾）が満たされ、かつ、改正第6条Kに規定される要件（上記3. (3)参照）が満たされた時に改正第6条A（上記3. (1)及び(2)参照）が発効する。